

○辰野町滞在型農園施設の管理運営に関する規則

平成11年4月13日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、辰野町滞在型農園施設の設置及び管理に関する条例（平成11年辰野町条例第2号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、辰野町滞在型農園施設（以下「農園施設」という。）の適正な管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用者の資格)

第2条 農園施設の利用者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 自ら農園施設を利用し、耕作する者
- (2) 共有スペースなどの共同作業に参加できる者
- (3) 借り入れた農園施設の景観を保全できる者
- (4) 管理者の企画する年間活動プログラムに参加することができる者
- (5) 町民と積極的に交流する意思のある者
- (6) その他農園施設の管理運営に関する規約などを遵守できる者

(使用許可の申請)

第3条 農園施設の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、辰野町滞在型農園施設利用許可申請書（様式第1号）を、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前条に定める利用者の要件を審査したうえで、辰野町滞在型農園施設利用許可書（様式第2号）をもって利用を許可する。

(契約)

第4条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は許可後、3週間以内に辰野町滞在型農園施設利用契約書（様式第3号）により、農園の利用契約を締結するものとする。

(使用料の納付期限)

第5条 利用者は契約締結までに、条例第6条に定める使用料を指定管理者に納付しなければならない。

(農園の管理)

第6条 利用者は、契約期間の間、各区画の適正な管理使用に努め、付属施設、物品を毀損し、若しくは滅失したときは遅滞なくその旨を指定管理者に届け出て、その指示によりこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

2 指定管理者は農園施設の利用により生じる経費の一部又は全額を利用者から徴収する

ことができる。

3 農園内の共同利用部分においても、責任をもって、適正な管理使用に努める。

4 利用者による施設改修は、認めない。

(利用期間)

第7条 農園の利用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、契約満了日1箇月前には農園及びその付帯施設を、契約時の原状に復し、指定管理者の承認を得なければならない。

2 利用者の利用期間は、最長10年とする。

(農園の作物と環境保全)

第8条 農園における作物の栽培は、自家消費のものに限る。

(契約の解除)

第9条 使用期間が終了した時点において残存物がある場合、利用者の責任において処分し、指定管理者の確認を受けなければならない。

2 利用者が契約期間内において良好な使用を行わない場合、指定管理者の判断で、事前に通知した後、使用契約を解除することができる。

3 前項により契約を解除するときは、使用料を返還しない。

(補償等)

第10条 指定管理者は、利用者が受けたいかなる災害、鳥獣の被害に対しても、その責任を負わない。

(損害の補償)

第11条 利用者が農園に損害を与えたときは、利用者の責任において修復し、指定管理者の同意を得なければならない。

(補則)

第12条 この規則のほか、農園の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

辰野町滞在型農園施設使用許可申請書

指定管理者 殿

辰野町滞在型農園施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、下記のとおり使用許可を申請します。

記

ふりがな 氏名又は団体名 (代表者)	
住所	〒 -
電話番号	
家族又は 団体の構成	
農業の経験	有(年) ・ 無
農園までの 交通手段及び 所要時間	
年間利用回数	
農業への夢	

添付資料：農園利用計画書

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

辰野町滞在型農園施設使用許可書

氏名 様

指定管理者



年 月 日付けの辰野町滞在型農園施設の使用許可申請については、下記のとおり、許可します。

記

使用を許可する区画	区画番号 番
使用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
施設使用料	350,000円
条件	<ul style="list-style-type: none">・辰野町滞在型農園施設の設置及び管理に関する条例及び管理運営についての規則等を十分理解すること。・施設使用料については、利用契約までに納入のこと。

なお、年 月 日までに指定管理者と利用契約をされるようお願いいたします。期日までに利用契約を締結されない場合は、許可を取り消すことがあります。

様式第3号(第4条関係)

辰野町滞在型農園施設利用契約書

(目的)

第1条 この契約書は、辰野町が開設する辰野町滞在型農園施設において指定管理者(以下、「甲」という。)と利用者_____ (以下、「乙」という。)が行う農作業の実施に関し必要な事項を定める。

(対象農地)

第2条 本契約の対象となる農地(以下「対象農地」という。)の位置及び面積は別記のとおりとする。

(農作業の実施等)

第3条 乙は、甲が対象農地において行う耕作の事業に必要な農作業を行うことができる。

2 乙は、農作業の実施に関し甲の指示があったときは、これに従わなければならない。

3 乙は、対象農地において農作物を収穫することができ、収穫物は乙に帰属する。

4 鳥獣害その他災害によるいかなる被害に対しても甲はその責任を負わない。

(施設使用料)

第4条 乙は、料金350,000円を契約の日までに、甲に支払わなければならない。

(契約期間)

第5条 本契約の期間は1年間とする。

(契約の解除)

第6条 次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することができる。

(1) 乙が契約の解除を申し出たとき。

(2) 乙が契約に違反したとき。

(3) 乙が別に定める管理運営に係る規則等に違反したとき。

(施設使用料の不還付)

第7条 契約が解除されたときは、乙が既に収めた施設使用料は還付しない。

(その他)

第8条 本契約書に規定されていない事項については、甲及び乙が協議して定める。

年 月 日

甲 住 所

氏 名



乙 住 所

氏 名



様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)